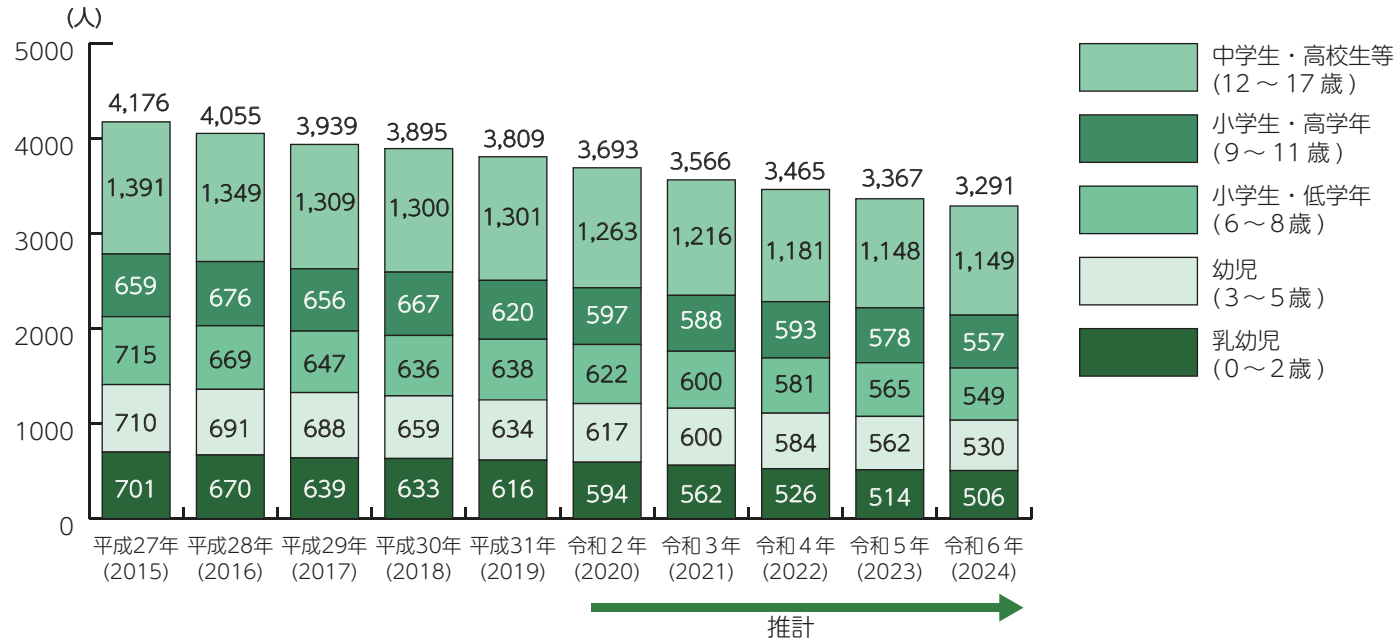


■子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

【児童人口の推計】

子ども・子育て支援制度では、幼児期の学校教育・保育の量の見込みとそれに対応するよう教育・保育施設および地域型保育事業の確保方策を設定することが必要です。

量の見込みの算出にあたっては、今後5年間の児童人口を推計する必要があり、本市では、総人口、児童人口（18歳未満）ともに減少が続いていることを踏まえ、出生数を年間180人程度と想定し、下図のとおり計画の対象となる児童人口の推計を行いました。



【幼児期の学校教育・保育の量の見込みおよび確保方策】

国の基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（認定児童数）および確保方策を下表のとおり設定しました。

本市では1号認定は不足なく提供できる見込みです。一方、2号認定、3号認定については、令和2年度については不足が見込まれますが、令和3年度以降においてはおおむね充足する見込みです。

区分	計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
認定児童数	617	600	584	562	530	
1号認定	390	379	369	325	305	
うち新2号認定	175	170	166	130	120	
2号認定(A)	227	221	215	237	225	
確保方策	390	390	390	360	360	
1号認定	特定教育・保育施設	225	225	225	285	285
	認定子ども園 幼稚園	165	165	165	75	75
確保方策(B)	221	221	221	251	251	
2号認定	特定教育・保育施設	74	74	74	104	104
	認定子ども園 保育所	107	107	107	107	107
	認定外保育施設	40	40	40	40	40
	過不足(B-A)	△6	-	-	-	-

区分	計画					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
認定児童数(A)	242	228	213	207	203	
3号認定	0歳児	35	35	35	34	34
	1・2歳児	207	193	178	173	169
確保方策(B)	228	228	228	218	218	
3号認定	特定教育・保育施設	56	56	56	56	56
	認定子ども園 保育所	113	113	113	103	103
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
	認可外保育施設	40	40	40	40	40
	過不足(B-A)	△14	-	-	-	-

※1号認定は認定子ども園（教育）・幼稚園を利用する児童、2号認定は認定子ども園（保育）・保育所を利用する3歳以上児、3号認定は認定子ども園（保育）・保育所を利用する3歳未満児をいいます。また、新2号認定は1号認定のうち共働きなどにより放課後の預かり保育を利用する児童をいいます。



第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定しました

問い合わせ

こども未来課こども福祉係(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3242)

■策定にあたって

本市では平成27年3月、「名寄で育て、名寄で育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念に第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成32年度）を策定し、子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

第2期計画（令和2年度～令和6年度）においてもこの基本理念を継承するとともに、子ども一人ひとりが本来持っている力を伸ばしながら、健やかな成長を等しく保障するため、6つの基本目標と具体的な施策・事業の計画を策定し取り組みを進めていきます。

■基本理念・基本目標

名寄で育て、名寄で育てて『よかった』といえるまちをめざして

基本目標	具体施策
<p>1 子育てと就労が両立できるまち 保育サービスなどがきめ細かく提供され、勤め先でも子育てに対する理解が得られることで、保護者の負担軽減が図られ、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。</p>	<p>1 多様な保育サービスの充実 2 放課後児童対策の充実 3 子育てしやすい就労環境の整備</p>
<p>2 子育て家庭が支えられるまち 子どもたちとその保護者が、心身共に健康で暮らせるまちをめざします。 また、障がいのある子どもとその保護者やひとり親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく、安心して暮らせるまちをめざします。</p>	<p>1 情報提供・相談の充実と交流の推進 2 健康づくりの推進 3 障がい児・家庭への支援の充実 4 ひとり親家庭への支援の充実</p>
<p>3 生きる力が育まれるまち 名寄で暮らす子どもたちや、名寄を巣立っていく子どもたちが、皆、ふるさとへの誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもてるまちをめざします。</p>	<p>1 生きる力を育てる教育の推進 2 多様な体験活動の推進</p>
<p>4 みんなで子どもを育てるまち 家庭では家族全員が子育てに協力し合い、地域では住民が子育て世帯と協働し合い、地域社会全体で子どもを育てるまちをめざします。</p>	<p>1 男女共同参画の推進 2 地域子育て力の向上</p>
<p>5 子どもがのびのび育つまち 恵まれた広大な自然に触れることで、子どもたちの興味や関心が無限に広がり、一生懸命に遊び・学び、のびのび育つまちをめざします。</p>	<p>1 子どもや子育てにやさしい生活環境の整備 2 一生懸命遊べる場の充実</p>
<p>6 子どもの権利が尊重されるまち 家庭、地域、事業所、行政、関係機関などが互いに連携しながら子どもたちを見守り、子どもの権利を尊重しながら、安全で健やかに育つまちをめざします。</p>	<p>1 子どもたちが安心して生きるための支援 2 子どもたちが虐待や犯罪から守られる支援 3 子どもたちが平等で自分らしく育つ支援 4 子どもたちが意見発表や参加するための支援</p>

■地域子ども・子育て支援事業の提供

市では、子ども・子育て支援法に定められた事業のうち、主に次の地域子ども・子育て支援事業について取り組みを進めます。

①利用者支援事業

子どもや保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行います。

子育てコンシェルジュを配置するとともに、令和2年3月からは保健センターに母子保健コーディネーター（保健師）を新たに配置し、相談支援体制の強化を図ります。

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園、公民館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施します。本市では名寄地区に「ひまわりらんど」、風連地区に「こぐま」を設置しています。

③妊産婦健診事業

妊婦と胎児の健康を確保するために、妊産婦が定期的に行う健診費用を助成します。

妊娠・出産の適正な時期に必要な妊産婦健診を実施し、母子ともに安心安全な出産と産後の支援強化を図ります。

④乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う目的で、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

本市では保健センターの保健師・母子支援専門員で実施しています。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援を行います。

本市ではこども未来課と保健センターで実施しています。

⑥一時預かり事業（一時保育事業）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間に保育所その他の場所で一時的に預かります。

また、保護者の就労状況などにより、認定こども園（教育）および幼稚園において在園児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

⑦病後児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱などで急に病気になった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業です。

本市では、病気の回復期を対象とした病後児保育を名寄大谷認定こども園で実施しています。

⑧時間外保育事業（延長保育事業）

保育施設利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

本市では、認定こども園（保育）および保育所などで実施しています。

⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労などにより昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

本市では、各小学校区域ごとに5カ所の放課後児童クラブがあります。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本市では一時預かりを中心とした市民による子育ての助け合い制度として、平成28年10月から実施しています。

■進捗状況の管理

進捗状況の管理にあたっては、子育てや子どもに携わる市民各層の代表で構成する「名寄市子ども・子育て会議」に施策の実施状況などを報告するとともに、点検、評価の結果を市のホームページなどで公表します。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

